個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第四条中「五人」を「四人」に改める。

第五条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

第六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定個人情報保護評価に関すること。

第六条に次の一号を加える。

七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供に関し、同号の規定に基づき個人情報保護委員会に属させられた事務に関すること。

附　則

この政令は、令和五年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百二十四号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十二号を削り、同項第三十三号中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第九号」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十五　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第三条第一項第三十六号中「前号」を「第三十四号」に改め、同号中カをヨとし、トからワまでをチからカまでとし、への次に次のように加える。

ト　指定紛争解決機関

第三条第一項第三十七号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同項第三十八号中「指定紛争解決機関」を削り、「限る。」の下に「、金融商品取引業を行う者（同法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）」を加え、「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同条第二項中「前項第三十四号及び第三十五号」を「前項第三十三号及び第三十四号」に改め、同項第一号中「カまで」を「ヨまで」に改め、同項第四号中「指定紛争解決機関」及び「、認可金融商品取引業協会」を削り、同条第三項中「同項第三十五号」を「同項第三十四号」に、「ワ及びカ」を「ト、カ及びヨ」に改める。

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）。

第四条第二項中「同項第三号及び第九号」を「同項第八号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

第五条第二項中「同項第一号カ」を「同項第一号ヨ」に、「同項第一号ネ」を「同項第一号カ及びネ」に改める。

第十一条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十六号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「指定紛争解決機関」を削り、「限る。）」の下に「、金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「カまで」を「ヨまで」に、「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

第十二条第二項中「第三条第一項第三十六号ワ及びカ」を「第三条第一項第三十六号ト、カ及びヨ」に改める。

第十三条第一項中「第三条第一項第三十五号」を「第三条第一項第三十四号」に改める。

第十五条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第三十一号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十三号」を「同項第三十二号」に改める。

第十六条第一項中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融商品取引業を行う者の監督に関すること（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）。

第十六条第二項中「第十二号」を「第十三号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に改める。

第二十三条第二項中「同号イ」を「同号ロ」に、「同項第一号ト」を「同項第一号イ及びト」に改める。

附則第三条中「同項第三十四号及び第三十五号」を「同項第三十三号及び第三十四号」に改める。

附則第七条第一項中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

附　則

この政令は、令和五年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年六月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄